

仙台市立中山小学校父母教師会会則

第 1 章 総 則

第1条 (名称)

この会は、仙台市立中山小学校父母教師会（略称を中山小PTAという）と称し、事務局を同校内におく。

第2条 (目的)

この会は、父母と教職員が協力し、相互の学習親睦と教育環境整備につとめ、学校と家庭の教育についての理解を深め、その教育の振興と児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第3条 (運営の原則)

この会は、前条の目的を達成するため、次の原則によって運営する。

- (1) 日本国憲法および教育基本法の精神にのっとり、子どもの幸せを守り育てることを基本とする。
- (2) 思想、良心、信教の自由を尊重しながら、いかなる政党や宗教にもたよらず、かつ、いかなる団体からの支配や干渉を受けない。
- (3) 学校の管理権、人事権に干渉し、学校運営を阻害拘束することはしない。
ただし、学校教育全般についての意見をまとめ述べることを妨げない。
- (4) この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有し、かつ協力して会の発展につとめる。

第 2 章 組 織

第4条 (会員)

この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 中山小学校に在籍する児童の親、またはこれに準ずる者。
- (2) 中山小学校に在職する教職員。

2 この会の会員は、青葉区PTA連合会、仙台市PTA協議会および、日本PTA全国協議会の会員となる。

第5条 (常置委員会)

この会に、次の常置委員会をおく。

- (1) 研修交流委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 環境育成委員会

2 常置委員会の構成等、必要な事項は運営細則に定める。

第6条 (学年委員会)

この会の活動を円滑にするため、各学年別に学年委員会をおく。

2 学年委員会の構成および任務は、運営細則に定める。

第7条 (地区委員会)

この会の活動を円滑にし、学校外での安全確保および健全な環境整備のため家庭地域ごとに、地区委員会をおく。

2 地区委員会の構成および任務は、運営細則に定める。

第8条 (特別・臨時委員会)

この会に次の特別委員会をおく。

- (1) 夏休みプール開放管理運営委員会
- (2) PTAバザー実行委員会

2 この会の運営上必要と認めるときは、運営委員会の承認を得て臨時の委員会を設置することができる。

- 3 特別・臨時委員会の構成は、運営細則に定める。

第 3 章 会 議

第9条（会議の種類）

この会に次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) 役員連長会
- (5) 連絡会

第10条（総会）

総会はこの会の最高議決機関で、全会員をもって構成し、毎年4月に会長が招集する。ただし、運営委員会が必要と認めた時、および会員の三分の一以上の要求があった時は、臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は会員の過半数以上の出席（委任状含む）をもって成立し、議事は出席会員の過半数（会則の改廃は出席会員の三分の二）以上の同意をもって決定する。
- 3 総会に出席のできない会員は、委任状の提出をするものとする。
- 4 総会では次の事項を討議する。
 - (1) 年間事業計画と報告事項
 - (2) 予算と決算事項
 - (3) 役員承認
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他、会の運営に必要な事項

第11条（運営委員会）

運営委員会は総会につぐ議決機関で、必要に応じ会長が招集する。

- 2 運営委員会は、構成員の出席をもって成立し、議事は三分の一以上の同意をもって決定する。但し、構成員が出席できない場合は、所属委員会から代理のものを出席させるものとする。
- 3 臨時運営委員会は、運営委員の四分の一以上の要求があったとき、会長が招集する。また、この場合の運営委員会への出席は、運営委員（構成員）のみとし、代理の出席は認めない。
- 4 運営委員会では次の事項を討議する。
 - (1) 総会で決定された事項の処理
 - (2) 総会に付議する事項の審議
 - (3) 補正暫定予算
 - (4) 運営細則・内規などの改廃
 - (5) 他団体への加入・脱退
 - (6) 各委員会から提示される計画
 - (7) 役員に欠員が生じた場合
 - (8) その他、必要な事項
- 5 運営委員会の構成は、運営細則に定める。

第12条（役員会）

役員会は、定期または必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は次の責任と権限をもつ。
 - (1) 総会と運営委員会から付託された事項の処理
 - (2) 運営委員会に付議する事項の原案作成
 - (3) 関係機関との渉外と調整
 - (4) 会計に必要な事項

(5) その他、必要な事項

3 役員会の構成は、運営細則に定める。

第13条（役員連長会）

役員連長会は、必要に応じて会長が招集する。

2 役員連長会の構成および任務は、運営細則に定める。

第14条（連絡会）

各委員会間の活動計画等の連絡調整のため、次の連絡会をおく。

(1) 学年連絡会

(2) 地区連絡会

2 各連絡会の構成は、運営細則に定める。

第 4 章 役 員

第15条（役員および任期）

この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名（P会員1名）
- (2) 副会長 3名（P会員2名、T会員1名）
- (3) 事務長 1名（P会員1名）
- (4) 事務次長 1名（T会員1名）
- (5) 会計長 1名（P会員1名）
- (6) 会計次長 1名（T会員1名）
- (7) 書記 1名（P会員1名）
- (8) 庶務 2名（P会員2名）

2 役員の任期は1ヵ年とし、再選を妨げない。

第16条（会長・副会長）

会長は会務を総括し、この会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第17条（事務長・事務次長）

事務長は会務を処理し、事務次長はこれを助ける。

第18条（会計長・会計次長）

会計長は会計処理と財産管理にあたり、会計次長はこれを助ける。

第19条（書記）

書記は会則に定める会議の議事を収録し、記録する。

第20条（庶務）

事務長を補佐し、本会の庶務を行う。

第21条（役員を選出）

役員を選出については、役員選考委員会において行う。

2 役員選考委員会の構成、選考方法および手続きについては運営細則に定める。

第22条（顧問・参与）

この会に、顧問および参与をおく。

- (1) 顧問は、当該年度の会長が会員以外の者から選考し委嘱する。
- (2) 参与は、学校長に委嘱する。

2 顧問および参与は、会務について会長の諮問に応じる。

第 5 章 会 計

第23条（経費）

この会の活動に要する費用は、会費・寄付金およびその他の収入をもってあてる。

2 会費の額は、総会で定める。

第24条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第25条（弔慰・見舞）

この会の会員ならびに児童の弔慰・見舞いについては運営細則で定める。

第26条（会計監査委員）

この会に、会計監査委員をおく。

2 会計監査委員の任務・選考については、運営細則で定める。

第 6 条 補 則

第27条（明文なき事項の処理）

この会則に明文のない事項の処理は、役員会および運営委員会で行い、総会で報告する。

第28条（付則）

この会則は平成6年4月18日より施行する。

平成15年4月25日一部改正

平成20年4月2日一部改正

令和2年6月23日一部改正

仙台市立中山小学校父母教師会運営細則

第1条（総則）

この会の会則に基づき、会の運営について本細則をもって定める。

第2条（研修交流委員会の構成および任務）

研修交流委員会の構成は、1学年および6学年を除く各学年により互選された2名の委員および教職員若干名をもって構成する。

2 研修交流委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) P T A要覧発行に関する全般的な事項。
- (2) 仙台市P T A行事（フェスティバル運営支援等）に関する事項。
- (3) この会に必要な研修実施に関する事項。
- (4) その他の委員会に属さない事項。

3 研修交流委員会に委員長および副委員長をおく。

第3条（広報委員会の構成および任務）

広報委員会の構成は、1学年および6学年を除く各学年により互選された2名の委員および教職員若干名をもって構成する。

2 広報委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 学校と家庭の教育の理解ならびに、機関紙・誌の発行に関する全般的な事項。
- (2) 仙台市P T A行事（フェスティバル学校活動紹介等）に関する事項。

3 広報委員会に委員長および副委員長をおく。

第4条（環境育成委員会の構成および任務）

環境育成委員会に校内担当および地区担当を置き、それぞれの担当委員および教職員若干名により構成する。

(1) 校内担当

1学年および6学年を除く各学年により互選された2名の委員により構成する。

(2) 地区担当

各地区により互選された2名の環境育成委員により構成する。

世帯数10以下の地区においては1名でもよいとする。

2 環境育成委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 学校内外における児童の健全育成と環境等の改善・促進にかかわる事項。
- (2) 会員・児童の保健、衛生、体力向上に関する全般的な事項。
- (3) 夏休みプール開放管理運営委員会に付随する事項。
- (4) 仙台市P T A行事に関する事項。
- (5) 任務のうち、学校内に関する事項は校内担当、学校外に関する事項は地区担当の主な任務とするが、各担当協力して運営する。

3 環境育成委員会に委員長および副委員長をおく。

第5条（学年委員会の構成および任務）

各学年委員会は、当該学年から互選された学年委員（2名＋学級数名）および学年主任（T）をもって構成し、各学年に必要な知識や教養の習得にかかわる、企画運営にあたる。

2 各学年委員会に、委員長および副委員長をおく。

3 各学年委員会を円滑に運営するために、必要と認めるときは学年ごとに、学年および学級会議を開くことができる。

第6条（地区委員会の構成および任務）

地区委員会は、家庭地域ごとの会員をもって構成し、地域における教育環境、健全育成環境の整備および安全確保にかかわる、企画運営にあたる。

2 地区委員会に、地区委員長、環境育成委員（地区担当）2名をおく。

第7条（特別・臨時委員会の構成）

特別委員会（夏休みプール開放管理運営委員会、P T Aバザー実行委員会）の構成は、運営委員をもって構成する。なお、夏休みプール開放管理運営委員会の運営については、別に定める運営要項に定めるものとする。

2 臨時委員会は、運営委員会にて必要と認める構成員を定める。

第8条（運営委員会の構成）

運営委員会は、役員・各常置委員長・各学年委員長・地区連長および参与をもって構成する。（但し、必要に応じて地区長および顧問の参加を要請する。）

第9条（役員会の構成）

役員会は、会長・副会長・事務長・事務次長・会計長・会計次長・書記・庶務をもって構成する。

第10条（役員連長会の構成）

役員連長会は、役員および各連長をもって構成する。また、必要に応じて参与の参加を要請する。

2 役員連長会は、役員と連絡会および各委員会の活動調整等を行う。

第11条（連絡会）

各連絡会の構成は、次のとおりとする。

(1) 学年連絡会

各学年委員会の委員長および副委員長で構成し、各学年委員会間の連絡調整にあたる。また、その代表は学年連長となる。

(2) 地区連絡会

各地区委員会の委員長をもって構成し、各地区委員会間の連絡調整にあたる。また、その代表は地区連長となる。

2 必要に応じ、各連長による連長会を開き、連絡会間の連絡調整にあたる。

第12条（役員選考委員会）

役員選考委員会は、1・3・5学年副委員長（3名）・各地区委員長（3名、3地区ごと輪番）、教師3名・退会役員2名以内をもって構成し、委員の互選により委員長を選出する。また、地区委員長で役員選考委員に割り当たっている委員長は、地区連長となることができない。

2 役員選考委員会は、次の業務を行う。

(1) 役員候補をとりまとめ、選考委員会において選考する。

(2) 役員選考委員会の結果を委員長は会長に報告し、新年度の総会において承認をうける。

第13条（会員等の弔慰・見舞い）

この会の会員ならび児童に対し、次のような場合弔慰・見舞金をさしあげる。内容および金額は、次のとおりとする。

(1) 死亡 1万円の弔慰金と弔電

(2) 傷病 1ヶ月以上の入院加療の児童にのみ3千円の見舞金

(3) その他 必要に応じ役員会において決定する

第14条（会計監査委員）

会計監査委員は、P会員1名およびT会員1名を会長が選考し、総会にて承認を得る。

2 会計監査委員は、定期および必要と認められる場合に、本会の会計を監査し、その結果を会員に報告する。

3 会計監査委員は、常置・学年および地区委員を兼務できるが、役員または各委員長となることはできない。また、運営委員会への出席もできないものとする。

付則 この細則は平成13年 4月24日から施行する。

平成15年 4月25日一部改正

平成20年 4月26日一部改正

平成22年 4月24日一部改正

平成22年 5月20日一部改正

平成25年11月18日一部改正

平成31年 4月19日一部改正

令和 2年 6月23日一部改正

仙台市立中山小学校父母教師会表彰規則

第1条（表彰基準）

本会のために特に功労ありと認められる会員を、下記の基準により表彰する。

- (1) 本会において2期以上にわたって運営委員の役職につき、本会を退会するもの。
- (2) 本会の発展に貢献していただいた方については、会長が役員会および運営委員会に
はかり、承認を得て表彰する。

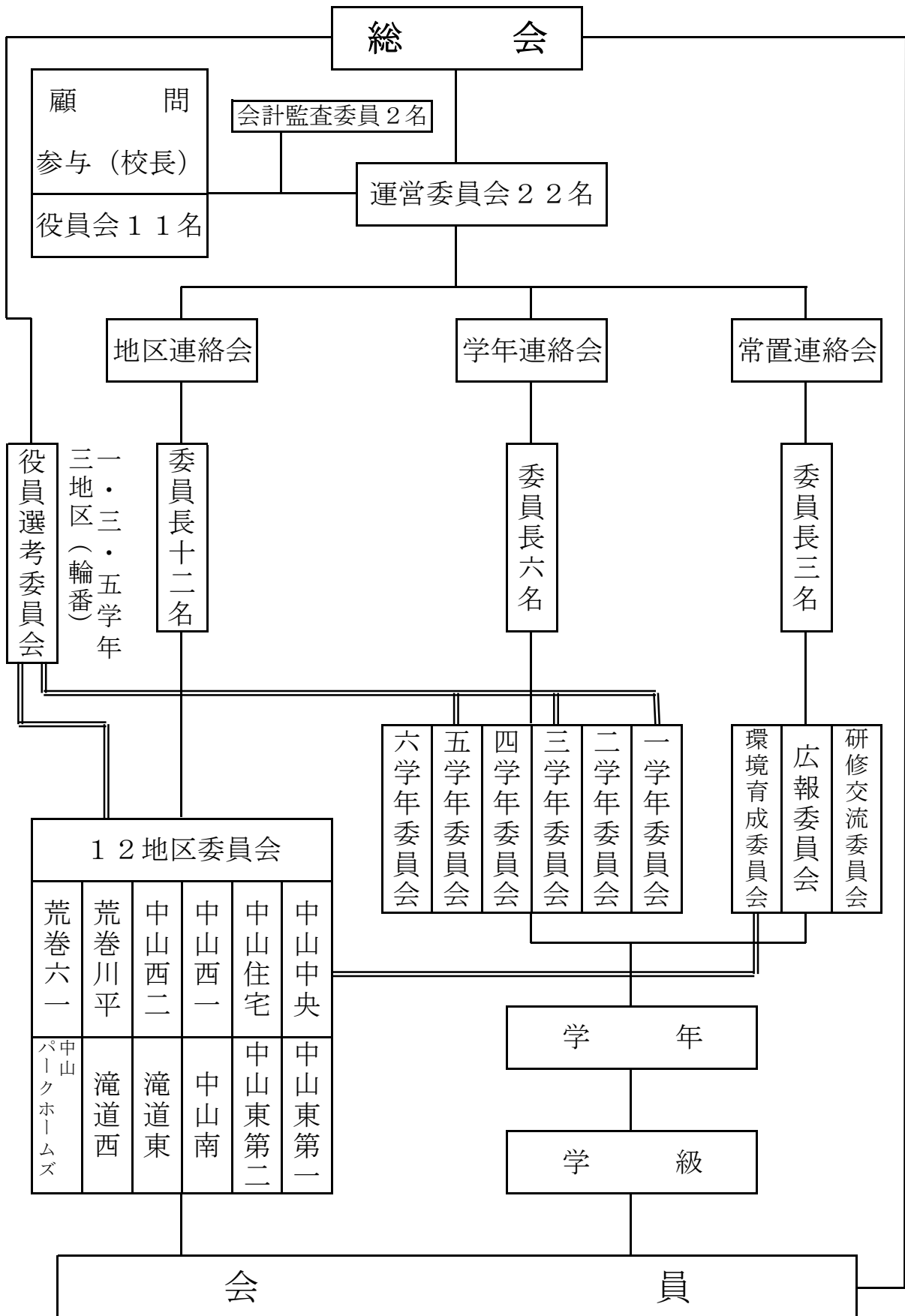
第2条（表彰）

表彰該当者には、総会等において感謝状と記念品を贈る。

付則 この規則は平成3年4月20日から施行する。

平成20年4月26日一部改正

中山小学校 P T A 組織図



侵入者に対する安全管理対策 (ネームプレート着用要綱)

本校では、平成13年6月の大阪池田小学校での事件以来、安全管理対策として保護者の皆様にネームプレートの着用を義務付けています。本年度も以下の要領でご協力下さいます様お願い致します。

1. 着用について

- ① ネームプレートは1家庭に2個配付する。ネームプレートの中の用紙(ネームカード)に、在学中のお子さん全員の学年、組、氏名を記入する。
来校の際、校舎内に入るときは必ず“首から下げる”。
- ② 忘れ物届け、子どもの送迎、先生に用事などで来校する場合は、ネームプレートを着用の上、職員室で来校目的を報告する。
- ③ 授業参観の際は、ネームプレートを着用するだけで職員室に立寄る必要はないが、一家庭で三名以上来校する場合、ネームプレートをつけた方が職員室(教務主任の先生)より「来校者」のプレートを借りプレートが無い方に渡す。(帰りに返却。)
- ④ 急な来校の際など、ネームプレートを持ち合わせていない場合、職員室で「来校者」のプレートを借りて着用する。
- ⑤ 校内で行われる各種行事は、事前に主催者よりプレートの着用が必要か通知があるのでそれに従う。(基本的には校舎内、教室での行事は着用が原則です。)

2. 地区巡視中の提示について

- ① 子ども会による地区巡視の際や、ボランティアで巡視をしていただく際、地区巡視中の面を提示し着用する。
*地区巡視の際は、巡視用ベストも着用する。
- ② 下校指導、子どもを守ろうデーで保護者が通学路に立つ場合、また、集団下校措置が取られ、子ども会や学級の連絡網で通学路に立つ、学校に向かう等の指示が出た場合、地区巡視中の面を提示し着用する。

3. 破損、紛失について

- ① 外側のケースが使用出来ないほど破損した場合、または、紛失した場合、新しいケースを配付するので、100円の協力金を添えて教務主任の先生に申し出る。(後日見つかった場合、直ちに返却する。その際、100円は返金する。)
- ② ネームカードが使用出来ないほど破損した場合、または、紛失した場合、ネームカードを再発行するので、速やかに教務主任の先生に申し出る。

* 協力金は、ネームプレート着用を今後も継続する為にいただいています。

4. 返却、更新について

ネームカードは、年度始めに更新する。(旧ネームカードは各自責任をもって処分してください。)

また、転出される方は、その際教務主任の先生にネームカードを返却する。

5. 管理について

- ① ネームプレートは単なる名札ではなく、中山小学校のPTA会員である事を明示するものなので、各自管理保管をしっかりと行う。

☆子供たちの安全を守るために保護者の方全員のご協力が必要です。
主旨を十分にご理解の上ネームプレートの着用をお願い致します。

見 本	
仙台市立中山小学校	地区巡視中
3-1 中山 太郎	
1-2 中山 花子	
令和 年度	中山小学校PTA

ふりがな	ふりがな	所属こども会名	電話番号
★児童氏名	保護者名		

※この情報は委員決めにのみ使用します。

中山小学校PTA委員引き受け登録カード

※次年度の欄のみご記入ください

年度	学年	組	番	委員を引き受けられる			引き受けられない ×	委員歴 上記★の児童に 対しての委員歴 を記入
				◎：第1希望 ○：第2希望				
				本部	学年	常置		
	1年	組	番					
	2年	組	番					
	3年	組	番					
	4年	組	番					
	5年	組	番					
	6年	組	番					

各委員会の活動内容

本部役員会	本部役員	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会 ・バザー実行委員会 プール開放管理運営委員会の開催 PTA引き受け登録カードの配布 学校内外の会議や研修に出席 学校行事の手伝い ・地域行事の手伝い <p style="text-align: right;">他</p>
学年委員会	学年委員	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会、バザー実行委員会参加 学年行事、お便り発行 ・ベルマーク集計 とびのご祭前日準備, 当日来賓受付・接待 PTA引き受け登録カードの確認 PTAバザー参加 ・学芸会受付 <p>※1、3、5年の副委員長は役員選考委員を兼任</p> <p style="text-align: right;">他</p>
常置委員会	研修交流委員	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会、バザー実行委員会参加 要覧なかやま発行 青葉区PTA研修会参加 仙台市PTAフェスティバル参加 PTAバザー参加 ・講演会参加 <p style="text-align: right;">他</p>
	広報委員	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会、バザー実行委員会参加 PTA広報誌『なかやま』発行 青葉区PTA研修会参加 ・プール開放の片付け PTAバザー参加 <p style="text-align: right;">他</p>
	環境育成委員（校内）	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会、バザー実行委員会参加 夏休みプール開放管理運営の準備 青葉区PTA研修会参加 健全育成中小開催時の駐車場整理 美化の日開催 ・PTAバザー参加 <p style="text-align: right;">他</p>

兄弟姉妹の氏名・学年・組（※実家庭の確認に使用します）

例) ○年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
5-3 太郎						
3-1 花子						

ふりがな	ふりがな
児童氏名	保護者名

委員歴に記入できる委員

- * 本部役員 [会長、副会長、事務長、会計長、書記、庶務] …全学年より欠員数名選出
- * 学年委員 …各学年より5名ずつ選出
- * 常置委員 [研修交流、広報、環境育成(校内)] …2～5学年より6名ずつ選出

- * 地区委員長 …子ども会より選出
- * 環境育成委員(地区) …子ども会より選出

★6年間で1児童につき1回以上、委員をお引き受けいただきます★

地区委員会の活動内容

地区委員会	地区委員長 (各地区1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会、バザー実行委員会参加 ・子ども会名簿作成 ・新入生下校指導 ・学校からの連絡や緊急連絡の対応 ・学校行事の参加(P T Aバザー他) ・プール開放の片付け <p>※輪番で4年に1回の役員選考委員を兼任 他</p>
	環境育成委員 (地区) (各地区2名)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会、バザー実行委員会参加 ・プール開放説明会、救命講習参加 ・プール開放前準備 ・プール当番表作成 ・巡視活動当番表作成 ・学区民運動会前準備、当日来賓受付、景品準備 ・P T Aバザー参加 他

仙台市立中山小学校父母教師会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 仙台市立中山小学校父母教師会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利を保護することを目的に、P T A役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報資料等で各会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行なうものとする。

- (1) P T A会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員等の名簿作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報紙、P T Aホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行なうこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条1号から4号の場合を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条1号から4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい(紛失を含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員、会員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

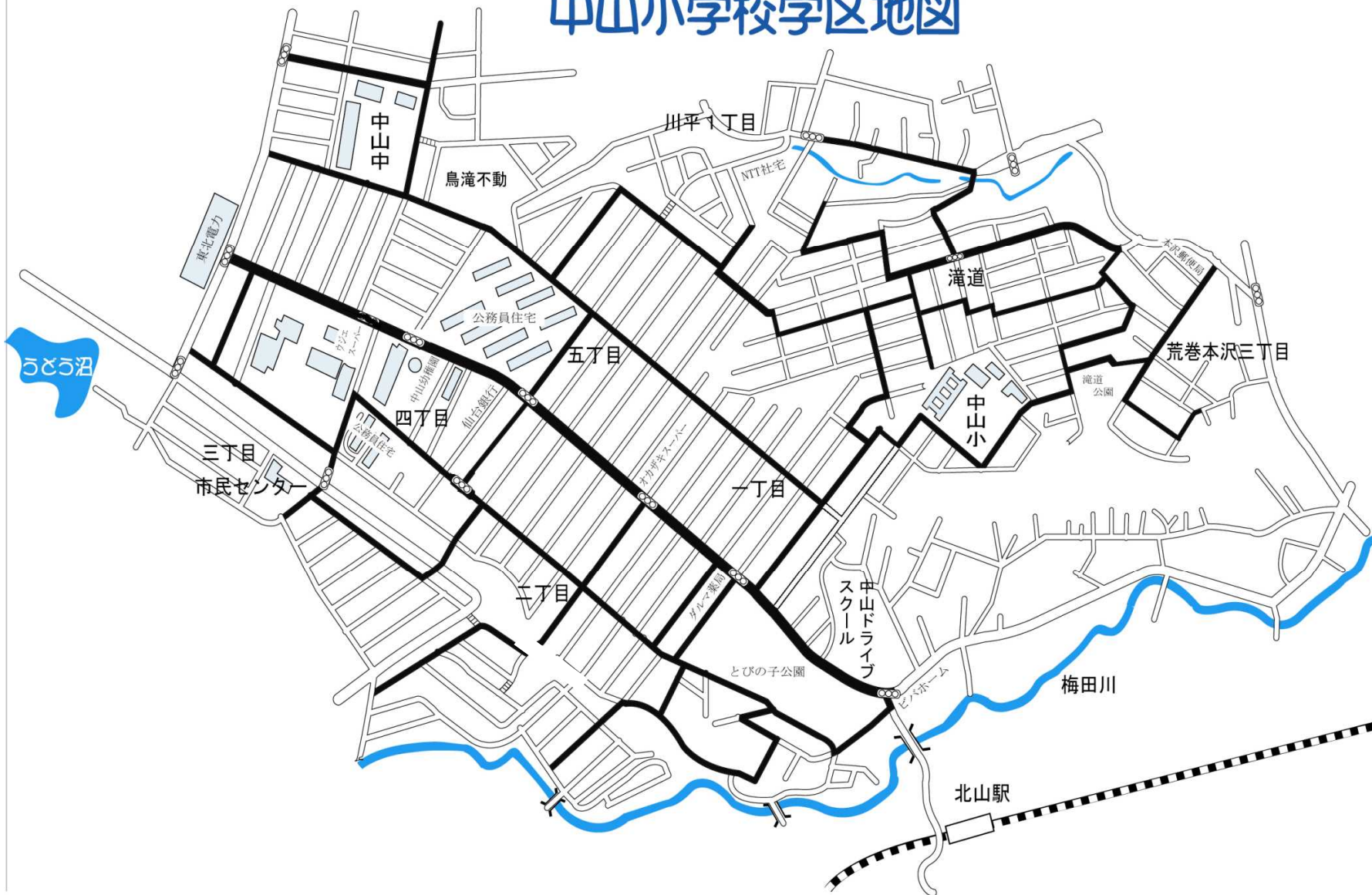
(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規則を改訂した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、平成30年4月21日より施行する。

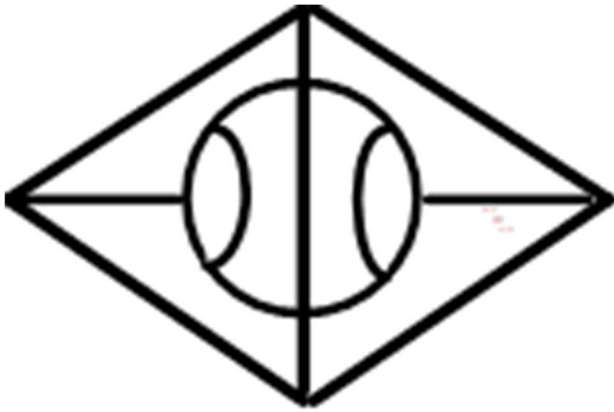
年	月日	内 容	年	月日	内 容
昭和43	4. 1	門間慶寿初代校長就任	16	4. 1	三浦友悦13代校長就任
	4. 8	開校式挙行《児童数214名・学級数7》		6.16	図書ボランティア発足
	4.27	父母教師会設立		6.16	ライブラリーネットワークモデル事業協力校指定
	6. 8	開校記念式典挙行		11. 6	地域に輝く学校づくりプラン事業(学芸会)実施
	7. 8	中山学区社会学級開設		1.14	読み聞かせボランティア「ぼけっと」活動開始
	12.1	校旗・校歌制定		2.11	門扉・フェンス工事開始
44	3.31	校庭遊具施設完了	17	4. 1	子どもの居場所づくり事業開始 (文科省補助事業：2カ年)
	3.31	校舎第2期工事完了		5. 3	防犯ボランティア活動開始
45	8. 5	プール新築	18	1.26	給食週間取材(株式会社理研)
	10.24	父母教師会県連P表彰		1.28	サッカーゴール更新
46	12.19	校舎第3期工事完了	19	1. 3	屋外照明更新工事開始
	5.15	屋内体育館竣工		4. 1	臼井泰雄第14代校長就任
47	2.28	校舎第4期工事完了	20	4.25	特別支援教育実践研究協力校指定(市教委)
48	3.23	校舎第5期工事完了		7. 6	青葉区P連健全育成事業(講演会)
	4. 1	横田徹郎第2代校長就任	21	10. 8	検収室天井アスベスト撤去作業
50	4. 1	高島明第3代校長就任		12.21	ジャングルジム・ネットロープ更新
	4. 3	桜丘小新設(686名移籍)	22	12.23	2階廊下壁面塗装
52	8.25	正門工事完了		12.25	夜間照明タイマー更新
	53	6. 6	開校10周年記念式典挙行	23	4. 1
54	4. 1	林睦夫第4代校長就任	1. 5		校庭整備工事開始
	4. 3	川平小新設(486名移籍)	24	4. 1	國分敏男第15代校長着任
4. 3	吉成小新設(116名移籍)	4. 8		校庭整備工事完了	
55	5.29	学童農園での授業開始	25	6.28	開校40周年記念式典・祝賀会
	11. 1	学校給食文部大臣表彰		2.19	2年にじのフェスティバル(中山保育所来校)
56	11. 7	父母教師会県連P表彰	26	6	青葉区防災訓練
	5.17	校庭防球ネット新設		6.26	教科担任制モデル事業視察(県教委)
58	4. 1	大槻文善第5代校長就任	27	7.21	校舎東側トイレ改修工事開始
	9. 7	校庭改修・側溝新設		8. 5	校内LAN更新工事～8.7
59	5. 1	屋外夜間照明施設新設	28	10.13	体育館雨樋工事
	6. 7	開校15周年記念式典挙行		11. 3	校舎東側トイレ改修工事終了
61	4. 1	藤原三男第6代校長就任	29	4. 1	鈴木洋 第16代校長就任
	4. 1	松山正第7代校長就任			仙台市放課後子ども教室等事業委託「生き生き中山っ子教室」
62	7.28	校舎大規模改修第1期工事	30	9. 6	防災無線設置
	63	4. 1		三橋亮一第8代校長就任	9. 7
6. 4		開校20周年記念式典挙行	31	10.18	遊具側フェンス工事
7. 2	校舎大規模改修第2期工事	3.11		東日本大震災により引き渡し下校、避難所開設	
元2	9.17	父母教師会東北連P表彰	32	4. 8	東日本大震災により臨時休業
	8.21	校舎大規模改修第3期工事		5. 7	校庭復旧工事
3	5. 9	中山学区留守家庭児童補導事業開始	33	5.11	故郷復校プロジェクト(7.11,11.11,12.12)
	2.28	正面玄関前階段改築工事		5.29	仙台フィルハーモニー復興ミニコンサート
4	5.28	中庭改装工事	34	7. 2	PTAより寄贈の扇風機取付作業(普通教室～7.9)
	12.1	下水道切り替え工事		3.28	PTAより寄贈の扇風機取付作業(特別教室～3.29)
5	3.31	ガス配管工事	35	9. 9	中山地区総合防災訓練
	4. 1	関東慎明第9代校長就任		12.21	校舎外階段工事終了
6	2.28	飼育小屋新設	36	4. 1	伊藤隆友 第17代校長就任
	9月～	校門車歩道分離工事		8. 5	保育所側新防球ネット設置
7	7月	ランチルーム新設	37	8.18	校内LAN(パソコン)更新作業
	4月	特殊学級設置(情緒障害学級)		3.11	五校連携追悼の集い
8	4. 1	佐々木亨治第10代校長就任	38	3.19	校庭南側防球・防砂ネット設置工事
	5月	父母教師会市連P表彰		4. 1	安藤雄一 第18代校長就任
9	2-10月	耐震補強工事	39	1. 8	防災対応型太陽光発電システム設置
	4. 1	特殊学級設置(知的障害学級)		11.15	音楽室エアコン設置
10	4. 1	川下一明第11代校長就任	40	2.27	児童会キャラクター「とんびん」披露式
	6月	開校30周年記念式典挙行		4. 1	齋藤敦子 第19代校長就任
11	10月	開校30周年記念遊具完成	41	6.15	ブランコ設置(開校50周年記念事業)
	3月	コンピュータ室完成		6.23	開校50周年記念式典・記念演奏会
12	4月	いじめ不登校対策推進協力校指定	42	8. 8	校内LAN(パソコン)更新作業
	7-8月	屋上フェンス一部張り替え		8.20	学習用タブレット導入
13	11月	身障者用トイレ設置	43	6.26	空調設備工事完了
	4. 1	岡田拓第12代校長就任		2. 9	GIGAスクールWi-Fi端末導入
14	4月	屋内体育館・プール改築工事竣工	44	3.10	校舎建替建設委員会
	4月	屋内体育館・プール完成			
15	4月	福祉ボランティア協力校指定	45		
	6.12	体育館披露式			
16	8. 4	校舎大規模改修工事			

中山小学校学区地図



8 学校の概要

① 校章の由来



鳶の巣山、中山小学校の上空には、いつも鳶が翼を広げて舞っていた。そのころ、世界のいくつかの国では人工衛星を打ち上げ、宇宙開発の招来を告げた。わたしは、やがて中山小学校を巣立つ鳶の子たちが、世界に飛躍するせつない願いを夢みた。中山小学校開校当初の学区は、中山、泉ヶ丘（市共済団地）、滝道、桜ヶ丘の四つで形成されていた。校章はこれらのことをふまえて菱形の四つの辺は四つの地区、円は和（子どもたち、学区民）その中に『中山小』の文字が浮き出るように創案した。

初代校長 門間 慶寿

② 校歌

中山小学校 校歌

山本 正 作詞
福井文彦 作曲

さわやかに (♩=116)
mf

1. きた にいずみ の みね ちかく みどり
2. せかいをむす ぶ うみ あおく みなみ

f

いろどる なな つもり
はるか に たい へい じょう

f

いのち いのち ゆたかな なかやまの ま
ちから ちから みなぎる なかやまの ま

なびの その は あかるき よく くも
なびの その は かしくつ よく とび

f

はとぶ くもは とぶ きぼうをのせて
はまう とびは まう つばさひろげて

③ 児童会の歌

とびのこ児童会の歌

とびのこ児童会の歌

ナン ナン なんと かんび が あと かんせ いる なね
もは らあ の え ちか せしやう いら に さん
こ の あ し こ の う え は う げん せ る きち
たか える たあ かわ だて だて とび びで そい ころ
ほく も きみ も とびの こ だ

とびのこのやくそく

校内のやくそく

- ① 名札なふだはきちんとむねにつけます。
- ② ろうかろうかは静しずかに歩あるきます。
- ③ 屋上おくじょう、体育館たいいくかん、特別教室とくべつきょうしつ、ベランダべらんだは勝手かってに入はいりません。
- ④ 学習がくしゅうに必要なひつよう物ものや集金しゅうきん以外いがいのお金かねは持もって来きません。

登下校のやくそく

- ① 学校がっこうの行いき帰かえりは、通学路つうがくろを広ひろがらないで歩あるきます。
- ② 8時じから8時20分じふんまでに学校がっこうに来きます。
- ③ 下校時刻げこうじこくは4時30分じふんです。(11月がつ～2月がつは4時じです。)
- ④ 学校がっこうに来きたら、忘れ物わすれものがあつても家いえにもどりません。

仙台市立中山小学校